定 款

株式会社イオレ

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社イオレと称し、英文では eole Inc. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス
 - 2. 広告業及び広告代理業
 - 3. 出版業
 - 4. テレビ・ラジオ放送番組、映像ソフトウェア、音楽ソフトウェア、コマーシャルフィルム、コマーシャルソング、出版物の企画、製作、販売、購入並びに版権事業
 - 5. ゲームの企画、製作、販売、購入並びに版権事業
 - 6. アニメーションの企画、製作、販売、購入並びに版権事業
 - 7. イベントの企画、実施
 - 8. インターネットのホームページの企画、制作
 - 9. インターネットでのサーバーの設置及びその管理業務
 - 10. 有料職業紹介業
 - 11. 人材派遣業
 - 12. 損害保険代理店業務
 - 13. 旅行業法に基づく旅行業
 - 14. 電子マネー・暗号資産その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供、収納・支払等の代行、資金移動業並びに暗号資産交換業
 - 15. 暗号資産に関する各種取引
 - 16. 暗号資産をはじめとするデジタル資産関連事業への投資
 - 17. ブロックチェーンプロダクトの開発
 - 18. ブロックチェーンの導入コンサルティング及び開発支援
 - 19. ブロックチェーンに関するセミナー、イベント、並びに研修会の企画、開催とそのコンサルティング
 - 20. ペットショップの経営並びにこれに関連する商品の企画、製造、加工、卸売及び販売業、及びペットに関連する宿泊、保険、生活関連サービス業
 - 21. 古物売買並びにその仲介およびその受託販売
 - 22. レストラン、飲食店、ホテル、旅館、劇場、コンサートホール、映画館、録音録画 スタジオ、遊技場施設、医療施設、娯楽店舗及びスポーツ施設等の運営・管理、加 盟店の管理に関する業務
 - 23. レストラン、飲食店、ホテル、旅館、劇場、コンサートホール、映画館、録音録画

スタジオ、遊技場施設、医療施設、娯楽店舗及びスポーツ施設等を利用する権利の 売買及びそれら施設利用の割引カードの発行業務、普及・発展及び広告に関する業 務、調査及び指導業務、加盟店の管理に関する業務

- 24. 次の商品ならびにその部品および原料に関する企画、販売、輸出入およびこれらの 仲介業
 - (1) 医療用具その他の各種機械器具
 - (2) 薬品(医薬品、医薬部外品、動物用医薬品を含む) および化粧品
 - (3) 食料、飲料、酒類、飼料
 - (4) 雑貨類
- 25. 販売促進活動に関するコンサルティング、申込受付、顧客管理等の代行業務
- 26. 経営コンサルティング業務
- 27. 投資事業組合の組成、運営、財産管理
- 28. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新 聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、600万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株 主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社にお いては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとするものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一

部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - 2 株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっ て行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時 までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
 - 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取 締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定するこ とができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長と なる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限 る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意 思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったもの とみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項 は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び各監査役が記名押印又は電子 署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の定めによるもののほか、取締役会に おいて定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項 については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印 又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査 役会規程による。

(監査役の責任免除)

- 第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 41 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 42 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ る。

(中間配当)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日を基準日として中間配当を することができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

2004年11月13日改正

2006年 6月28日改正

2007年 7月 8日改正

2014年 6月26日改正

2015年 6月25日改正

2017年 8月30日改正

2022年 6月23日改正

2023年 6月22日改正